住所　名古屋市中村区則武１丁目20番13号
姚向栄　昭和55年１月29日生
住所　三重県多気郡明和町大字中村1174番地10
薛晶鳳　昭和44年４月13日生
住所　埼玉県富士見市関沢３丁目20番２号
胡**薇**　昭和55年11月３日生
住所　横浜市南区三春台93番地
林鎧　昭和61年１月３日生
住所　横浜市神奈川区新子安２丁目14番14―404号
鄭竹梅　昭和47年８月15日生
住所　横浜市中区山田町５番地１
楊志遠　昭和52年９月14日生
呂燕男　昭和55年２月11日生
住所　横浜市金沢区六浦２丁目12番18―507号
崔順花　昭和47年３月15日生
安娜　平成８年３月15日生
住所　横浜市緑区十日市場町1258番地
于瀟**攀**　昭和51年11月１日生
住所　川崎市高津区久末386番地１
アレクサンドリア・グロリオン　平成15年１月３日生
住所　神奈川県大和市中央林間３丁目27番13号
ルス・イノウエ・ヨシモト・デ・クドゥリャフェフ　昭和52年２月３日生
アレクサンドラ・エミ・クドゥリャフェワ　平成18年９月26日生
住所　神奈川県厚木市水引１丁目２番１―201号
楊金娥　昭和56年６月20日生
住所　東京都墨田区東駒形２丁目３番９―202号
金**政**生　昭和43年２月13日生
住所　東京都荒川区荒川１丁目35番１―1103号
カマル・エル・カイリ　昭和55年８月８日生
ラッラ・スンドゥス・エル・アラミ　昭和56年12月10日生
住所　大阪市淀川区東三国３丁目10番３―1311号
王優　昭和56年８月29日生
住所　大阪府門真市松葉町７番15―８号
梁宣弘　昭和49年８月17日生
住所　神戸市長田区宮川町８丁目３番１号
林叔功　昭和43年10月12日生
住所　東京都墨田区立川２丁目６番２―203号
任秀蘭　昭和58年12月５日生
住所　岩手県東磐井郡藤沢町西口字荒巻183番地
王迎輝　昭和47年６月28日生
住所　東京都江東区豊洲４丁目２番３号
何志鵬　昭和56年７月14日生
住所　北九州市小倉北区黒住町７番30号
黄春夫　昭和32年４月18日生
李**博**美　昭和36年４月９日生
黄直人　平成４年５月29日生
黄麻美　平成４年５月29日生
住所　滋賀県野洲市小篠原2494番地
陳国璞　昭和57年９月５日生
住所　長野県千曲市大字上山田76番地
潘明達　昭和37年９月４日生
住所　東京都八王子市片倉町300番地１
潘麒麟　平成元年７月20日生
住所　和歌山市西庄155番地
宗北立　昭和51年５月16日生
劉迎　昭和48年７月26日生
宗思源　平成11年１月15日生
住所　香川県さぬき市寒川町神前1682番地
タヒル・ハミード・サンドゥ　昭和43年９月１日生
住所　東京都江東区辰巳１丁目２番９―512号
劉慧　平成元年３月６日生
住所　千葉県木更津市清見台３丁目２番３C―２
エズラ・ナバル・スミダ　昭和55年９月26日生
ジョブ・ジャイロ・ナバル・スミダ　平成14年10月29日生
住所　埼玉県川口市本町１丁目７番26―404号
トモノリ・オオハタ　昭和45年２月２日生
住所　埼玉県坂戸市関間３丁目12番53―1014号
曹丹　昭和42年７月30日生
賈一鳴　平成４年９月４日生
住所　川崎市中原区上小田中６丁目27番５―408号
エムディ・カマル・ホセイン　昭和49年１月１日生
住所　東京都大田区中央３丁目25番３号
宋纓　昭和45年12月29日生
陳逸凡　平成14年11月15日生
住所　東京都八王子市横川町108番地
周蘊輝　昭和19年３月10日生
住所　愛知県豊田市住吉町２丁目３番地３
許暁**羊**　昭和52年10月16日生
住所　神戸市西区王**塚**台６丁目77番地２
董承一　昭和30年５月21日生
金明順　昭和34年６月13日生
董健　平成７年10月12日生
董竜　平成８年12月20日生
住所　兵庫県西宮市甲子園口２丁目８番12―501号
エマ・ザノ・ニッタ　昭和37年７月27日生
住所　兵庫県西宮市甲子園三番町４番11号
李俊之　昭和44年10月16日生
李貞宝　昭和50年６月５日生
住所　兵庫県西宮市馬場町６番24―401号
李佳菜子　昭和46年12月５日生
住所　群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1409番地２
朱寶　昭和57年７月６日生
住所　東京都江東区潮見２丁目１番３―1102号
マリエリン・ロイ・オノ　昭和40年１月25日生
住所　横浜市中区本牧原21番６―1201号
テレーサ・イリツ　昭和35年２月13日生

財務省、厚生労働省、経済産業省、告示第十号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、通商産業省令第１号）第七条の四第１号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十二年九月三日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省総合食料局食品産業企画課食品環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字星尾字瀬場岩丙二一三四、二一一三四の二、二一三五、二一一三六、甲二一三七、乙二一三七、丙二一三七、二一三八から二一四二まで、二一四五、甲二一四六、乙二一四六、二一四八、二一五〇の一、乙二一五〇、乙二一五一、字荒鷲二一五二、二一五三、甲二一五六、乙二一五六、甲二一六二、二一六三、甲二一六四、乙二一六四、丙二一六四、二一六五の一、二一六五の二、二一六六から二一六八まで、甲二一六九、二一六九の二、二一七〇、二一七二、二一七三、二一八〇から二一八二まで、字二ツ岩二一九一の四、二一九二、二一九三の一、二一九七の四、二一九八、二一〇〇の四、二一〇二、二一〇三の二、二一〇四の一、二一〇四の三、二一〇四の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第１項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　群馬県前橋市富士見町赤城山字竜ノ口一七四四の一四、一七四五の八

㈠　指定の目的　水源のかん養

㈡　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。